

令和2年度 有田市住宅リフォーム工事費補助事業

回覧

(新型コロナウイルス感染症対応補正予算分)

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策の一つとして、市内業者を活用しリフォーム工事をされる方に対し、その経費の一部を補助するため、下記の通り臨時募集します。

最大20万円の補助が受けられます! (20名程度)

補助対象工事費 (消費税を除く) の20%【上限20万円】

申請受付日時 : 8月23日(日) 午前10時 (受付順の抽選)

申請受付場所 : 有田市役所 3階 第1・第2会議室

重要

申請受付の初日のみ、午前10時に受付場所において受付順の抽選を行います。午前10時までに、ご入室されない場合は、抽選後の最後尾となりますので、ご注意ください。※午前10時以降の抽選後の最後尾へのご入室は、午前11時までとさせていただきます。



- 過去に本補助制度を受けてリフォーム工事を行った住宅は補助対象外です。(判明した場合は、補助金を取り消します。)
- 申請書のみ提出など明らかに書類に不備がある場合や、工事業者による申請は受付いたしません。
- 本補助制度は、受付初日で終了する場合がございますので、ご了承ください。(終了次第、ホームページに掲載いたします。)
- 予算額に達した時点で受け付けは終了となりますので、ご了承ください。(最後の申請者は、予算の範囲内の補助金額となります。)
- 予算に残額があれば、8月24日(月)以降【土日祝除く】午前8時30分から午後5時15分まで、有田市役所庁舎3階 建設課 建築住宅係 で受付いたします。 ※交付申請書提出順です。

◇補助対象者◇

次に掲げる条件をすべて満たす方が申請出来ます

- 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
 - 持ち家住宅の場合、所有者もしくはその親族。
 - 借家等の場合、賃借を受けている方、もしくはその親族。
 - ご家族を含め、暴力団員等でない方。
- ※ここでの「親族」とは、配偶者並びに一親等内の血族及び姻族とします。
※所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

◇補助対象工事◇

次に掲げるすべてを満たす工事

- 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者が実施すること。
 - 補助対象となる工事費(消費税を除く)が10万円以上であること。
 - 補助金の交付決定後に契約、着工し、令和3年2月26日までに工事完了報告書の提出が出来る工事であること。
- ※市が実施する「高齢者居宅改修補助事業」「住宅耐震改修事業」など他の補助制度利用の場合は、その対象額を補助対象工事費から除きます。

◇補助率・補助限度額◇

- 補助対象工事に要した費用(消費税を除く)の20%に相当する額で上限は20万円とする。(千円未満の端数は切捨てとします。)

◇補助対象住宅◇

- 市内の住宅
店舗併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象。
- 市内マンション、集合住宅、借家
マンション、集合住宅は専有部分とし、所有者の同意が必要です。

◇その他◇

- 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助対象となりません。
- 補助金の交付申請は、一戸の住宅につき1回限りです。

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】

《添付書類》

- 1 住宅の位置図
- 2 リフォーム工事の見積書の写し(内訳明細付き)
- 3 リフォーム工事着工前の現況を明らかにする写真
- 4 リフォーム工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明)
- 5 施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
- 6 申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合は同意書
- 7 評価証明及び戸籍の請求に係る同意書
- 8 債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です)
- 9 暴力団排除誓約書
- 10 申請者の市税完納証明書(有田市役所税務課)
- 11 その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第5号】

《添付書類》

- 1 工事契約書又は請け書の写し
- 2 工事代金請求明細書及び領収書の写し
- 3 工事写真(施工中・完成後)
- 4 その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

- ①有田市高齢者居宅改修補助事業(介護保険係)
- ②有田市住宅耐震改修事業(建築住宅係)
- ③有田市移住推進空き家活用補助事業(まちづくり係)
- ④リフォームに関する国の補助事業
- ⑤その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

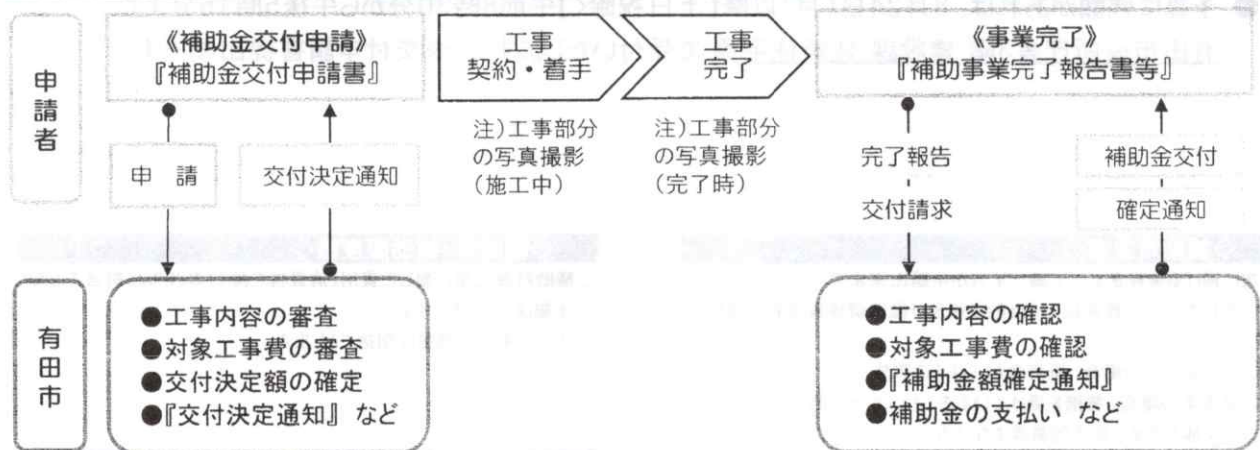
◇補助対象工事等の一例◇

凡例) ○:補助対象 ×:補助対象外 △:条件により補助対象
対象リフォーム等の内容

- 瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理
- 外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事
- 床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消
- システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台
- 天井、壁、床の断熱、防音工事
- サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
- 間取り変更工事
- 換、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事
- 造り付け家具の新設、補修
- 住宅リフォームに伴う電気設備工事
照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など
- 住宅リフォームに伴う機械設備工事
配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など
- × 新築、増築、改築、解体工事
- × 住居部分以外の工事
店舗、事務所、車庫、物置、ウッドデッキ、カーポートなど
- × 外構工事
門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など
- × 耐震改修工事
有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい
- × 合併浄化槽工事
有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい
- × 造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など
- × 家電製品購入及び備品
冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など
- × リフォーム以外の工事など
シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事
アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など
- △ その他(個別審査による)

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

◇補助事業申請の流れ◇



★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

<申込先・お問合わせ先>

有田市役所 経済建設部 建設課 建築住宅係(有田市役所3階)

住 所：有田市箕島50番地

電話番号：0737-83-1111(代表) 0737-22-3618(直通)

「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001033.html>

「申請書」は、市役所3階建設課でも配布しています。

